

いじめ防止基本方針概略

1 いじめの定義

いじめは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① 自己有用感をはぐくむ

全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように絆づくりを行う。学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感を高められるよう努力する。

② いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。教職員のいじめに対する認識や言動には十分注意する。

③ 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業である。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因にならないよう、一人一人の意見を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行い、学習意欲の向上に努める。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。児童会のよびかけ、道徳教育や人権教育と関連づけて実施していく。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケート調査に頼り切らない姿勢をもつことも大切である。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して信頼関係を構築し、悩みを把握するように努める。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談会等を通して、家庭と連携を図るとともに、日頃から校区の公民館や防犯パトロール、派出所とも連携を密に行い、家庭や地域と一体となって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ スクールカウンセラーを含めた教職員間の情報共有

いじめについての集まった情報については、学校全体で共有する。情報の偏在や欠如が組織的対応を遅らせるという認識のもと、職員会議や児童理解の会だけでなく、日常的に意見交換できる雰囲気を学校全体で醸成する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然として態度でいじめを行った児童を指導する。

① 組織的な指導体制の確立

校内に「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を提供・共有し、その後は組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した場合、校長は責任をもって速やかに珠洲市教育委員会へ報告し、事案によっては珠洲署と連携する。また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、協力体制を構築しておく。

③ SNS、スマホ（LINE）等のインターネットを通じ行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除する場合は難しい場合には、珠洲市教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。